

# 山梨県公報

第二千三十三号

平成二十二年

四月十二日

月 曜 日

## 目次

道路の区域変更	二六九
道路の供用開始	二六九
洪水予報をする河川の指定	二六九
人事委員会	
第七十五回(平成二十二年)度)山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験 会場の決定について	二七〇
正誤	
平成二十二年三月三十一日付号外第二十七号中	二七〇
平成二十二年三月三十一日付号外第二十九号中	二七〇
平成二十二年三月三十一日付号外第三十号中	二七〇

## 告示

### 山梨県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年四月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山梨笛吹線
- 三 道路の区域

区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	の別		
笛吹市一宮町金田字是閑田町二二七九番の	旧	六・五	一五三・〇

一地从先から  
笛吹市一宮町金田字是閑田町二二七九番の  
一地从先まで

新	二五・五	一五三・〇
七・〇	五三・五	

### 山梨県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年五月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十二日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四一号	北杜市高根町清里字念場原三五 四五番の一三九地先から 北杜市高根町清里字念場原三五 四五番の一七六七地先まで	五七五・〇	平成二十二年 四月十二 日

### 山梨県告示第百六十六号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十一条第一項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

平成二十二年四月十二日

山梨県知事 横内 正明

水系名	河川名	指 定 区 間
富士川	塩川	(左岸) 北杜市明野町上手字下反保二七八番の一地从先から 甲斐市宇津谷字滝沢五五七七番の一地从先まで (右岸) 韮崎市本町四丁目三二二五番地先まで 韮崎市本町四丁目三二二五番地先まで

## 人事委員会

● 第七十五回（平成二十二年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について  
 第七十五回（平成二十二年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場を次のとおりとする。  
 平成二十二年四月十二日

山梨県人事委員会  
 委員長 小澤 義彦

区分	試験日	試験会場
第一次試験	平成二十二年五月九日（日） （受付時間）午前八時四十分から午前九時 まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタル タワー南側	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目四 五）

## 正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十二年三月三十一日山梨県訓令甲第十一号（出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令）

八	上	十六	先先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令	出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令
---	---	----	-----------------------	-----------------------

平成二十二年三月三十一日山梨県人事委員会規則第十二号（山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則）

二	下	十五	人事委員会	人事委員会
---	---	----	-------	-------

平成二十二年三月三十一日山梨県人事委員会規則第二十二号（山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則）

二  
 上  
 終わりから十八  
 「を削り、同表備考第四項中、「又は助産師」を削る。